

DV等被害者法律相談援助に関する改正について

業務方法書等の改正により、令和4年4月1日からDV等被害者法律相談援助がより利用しやすくなりました。

1. 主な改正内容

	これまでの運用（旧）	改正後の新たな運用（新）
電話等による法律相談	新型コロナウイルス感染症への対策として時限的に実施。	恒常的に実施できるよう、業務方法等を改正して相談手段の一つとして制度化。
いわゆる5日ルール（選任日の翌日から5営業日以内に相談ができない場合の不実施報告書の提出）	6営業日以降に相談を行うことが決まっている場合も、不実施報告書の提出が必要	6営業日以降の相談実施について、法テラスが既知又は口頭報告により、不実施報告書の提出は不要。不実施報告書の提出は結論的に相談を実施しない場合のみ。
援助申込書及び法律相談票	片面1枚	表裏の2枚に改訂

2. 民事法律扶助法律相談援助との違いと契約のお願い

DV等被害者法律相談援助は、民事法律扶助相談では利用できない相談も、以下の違いから利用できる場合があります。なお、DV等被害者法律相談援助は、速やかに相談を実施する観点から、選任日の翌日から2営業日以内の相談が目安とされていますが、利用者との日時調整の結果、2営業日を超えた日程であっても制度の利用は可能です。

近年はDV等に関する注目度も高く、相談件数も増加傾向にあるため、未契約の先生方におかれては是非ご契約の上、ご活用ください。主な違いは以下のとおりです。

	民事法律扶助法律相談援助	DV等被害者法律相談援助
電話等による法律相談	一定の対象者について電話等相談が可能。持込みは不可。 <small>新型コロナによる電話等相談は3/31まで</small>	常に利用可能。持込み可能。
対象案件	民事、家事、行政	DV、ストーカー、児童虐待に関する相談（刑事も可）
資力要件等	収入や資産が一定基準以下。扶助の趣旨に適する。非該当は利用不可。	誰でも利用可能。ただし資産要件を超えた場合は有償となる。
利用回数	同一問題につき3回	同一問題につき2回
外国人の利用	日本に住所を有し適法に在留	在留資格は不問
相談票の提出	相談実施後1月以内	相談日の翌日から14営業日以内

法テラスHP → 法専門家の方へ → 犯罪被害者支援関連 → DV等被害者援助弁護士 → 契約

法テラス本部犯罪被害者支援課(直通) ☎050-3383-5354